

玉城町指定居宅介護支援事業所重要事項説明書

1 支援事業者（法人）の概要

名称・法人種別	玉城町
代表者名	開設者 玉城町長 辻 村 修 一
所在地・連絡先	(住所) 三重県度会郡玉城町田丸114番地2 (電話) 0596-58-8200 (FAX) 0596-58-4494

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	玉城町指定居宅介護支援事業所
所在地・連絡先	(住所) 三重県度会郡玉城町佐田881番地 (電話) 0596-58-8822 (FAX) 0596-58-8127
事業所番号	2472800032
管理者の氏名	世 古 元 美

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	区 分	職務の内容
管 理 者	1	常 勤 1名 (主任介護支援専門員)	職員及び業務の管理
介護支援専門員	4	常 勤 3名 (内管理者兼務1名) (主任介護支援専門員 2名) 非常勤 1名	指定居宅介護支援の提供
事 務 職 員	1	非常勤 1名	事務全般

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	玉城町・伊勢市・度会町・多気町・明和町
---------	---------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日

営業日・営業時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (24時間連絡体制あり)
営業しない日	土曜日・日曜日・国民の祝日 12月29日～12月31日並びに1月2日～1月3日

3 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

ア 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

利用者の心身状況やその環境、本人及び家族の希望等により次のように居宅サービス計画を作成します。

- ① サービス計画書作成依頼受理
↓ 介護保険制度についての説明、利用者の状況把握
- ② アセスメントの実施
↓ 利用者のニーズ把握、利用者・ご家族の希望確認
- ③ 居宅サービス計画原案作成
↓ 要介護度による支給限度と自己負担可能な額の把握
- ④ サービス担当者会議の開催
↓ 各居宅サービス事業所との連絡調整
- ⑤ 居宅サービス計画修正
↓ 要介護者・ご家族の同意
- ⑥ 居宅サービス計画決定
↓ 居宅サービス事業所に計画に沿った依頼を行う
- ⑦ 居宅サービス計画の実施
↓ サービスが適切に実施されているかをモニタリング
- ⑧ モニタリング結果により必要があれば居宅サービス計画の見直し、サービス担当者会議を実施

イ 要介護等認定の申請代行

要介護認定のための申請手続きの代行を家人、本人の依頼時に行います。

ウ 給付管理業務

居宅サービス計画作成後も居宅サービス計画の実施状況の把握及びこれに基づく給付管理業務を行います。

4 費用

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により利用者の被保険者証に支払方法変更があったときは、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、当該市町の窓口へ提出して払い戻しを受けて下さい。当事業所は、介護支援専門員1人が受持つ利用者数を45名未満とし、居宅介護支援費（I）を算定しています。

介護度	介護報酬告示額	円換算（10割）
要介護1・2	1,086単位	10,860円
要介護3・4・5	1,411単位	14,110円

※その他、各種加算があります。

①初回加算300単位/月

新規に居宅サービス計画を作成する場合

要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合

要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

②入院時情報連携加算(Ⅰ)・(Ⅱ) 250・200単位/月

入院した日のうちに病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)

入院した日の翌日又は、翌々日から4日以上7日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)

③退院・退所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)

(Ⅰ) イ450 ロ600単位/回

(Ⅱ) イ600 ロ750単位/回

(Ⅲ) 900単位/回

入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。

(Ⅰ) イ 連携1回

(Ⅰ) ロ 連携1回(カンファレンス参加による)

(Ⅱ) イ (Ⅰ)イにおける連携を2回以上

(Ⅱ) ロ (Ⅱ)イにおける連携のうち1回以上はカンファレンスに参加

(Ⅲ) (Ⅰ)イにおける連携を3回以上、うち1回以上はカンファレンスに参加

④緊急時等居宅カンファレンス加算200単位

病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合(1月につき2回を限度に算定可能)

⑤ターミナルケアマネジメント加算400単位/月

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者提供した場合

⑥特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)・(A) 519・421・323・114単位/月

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)

⑦特定事業所医療介護連携加算(A) 125単位/月

特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)

⑧通院時情報連携加算50単位/月

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに同席し、医師又は歯科医師等から利用者に係る必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

(2) 交通費

当事業所の事業実施地域にお住まいの方は無料です。但し通常の事業の実施地域を越えた地点から交通費の実費を徴収します。(自動車を利用する場合は23円/Kmとなります。)

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対しその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 要介護者等の心身の特性を踏まえ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して居宅介護支援に努めます。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう公正中立に行います。
- ④ 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- ⑤ 事業の運営にあたっては、市町、地域包括支援センター、指定特定相談支援事業所、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。

(3) その他

事 項	内 容
アセスメント(課題分析)の方法及び事後評価	居宅サービス計画ガイドライン方式等により利用者の直面している課題等を評価し、利用者の説明のうえケアプランを作成します。 サービス提供の目標の達成状況等を評価し、利用者の状況に応じたケアプランの更新をします。また、毎月利用票を説明のうえ交付します。
職員研修	外部機関開催の居宅介護支援研修へ参加、及びケアハイツ玉城等開催の研修会へ参加。

6 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間・ご利用方法
玉城町指定居宅介護支援事業所 管理者 世古 元美	ご利用時間 平日 8：30～17：15 ご利用方法 電話 0596-58-8822
玉城町役場保健福祉課 地域共生室	電話 0596-58-7373
三重県国民健康保険団体連合会	電話 059-222-4165

7 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は_____ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

8 緊急時の対応

主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、家族及び緊急連絡先に連絡いたします。

9 利用者へのお願い

事業所が交付するサービス利用票、居宅サービス計画書等は、利用者の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

私は、本書面に基づいて玉城町指定居宅介護支援事業所職員（職名：介護支援専門員氏名_____）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

署名代行者

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたします。

署名代行理由

() 続柄 ()

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印